

利根町教育委員会定例会会議録

令和元年6月20日 午後3時00分開会

1. 出席委員

教 育 長	杉 山 英 彦 君
教育長職務代理者	武 谷 昭 子 君
委 員	佐 藤 忠 信 君
委 員	石 井 豊 君
委 員	長 岡 純 子 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学校教育課長	青 木 正 道 君
指 導 室 長	直 井 由 貴 君
生涯学習課長	久保田 政 美 君
学校教育課長補佐	河 村 明 君
学校教育課主任	谷 茉 穂 君

1. 議 事 日 程

議 事 日 程

令和元年6月20日（木曜日）

午後3時00分開会

- 日程第 1 報告第 12 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について
(令和元年5月分)
報告第 13 号 教職員の休暇等の専決処分について
- 日程第 2 議案第 12 号 利根町立学校管理規則の全部改正について
議案第 13 号 校外における学校行事等実施基準の廃止について
議案第 14 号 利根町教育委員会事務点検評価員の委嘱について
議案第 15 号 利根町教育委員会教育長の辞職について
- 日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 12 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和元年 5 月分）
報告第 13 号 教職員の休暇等の専決処分について
- 日程第 2 議案第 12 号 利根町立学校管理規則の全部改正について
議案第 13 号 校外における学校行事等実施基準の廃止について
議案第 14 号 利根町教育委員会事務点検評価員の委嘱について
議案第 15 号 利根町教育委員会教育長の辞職について
- 日程第 3 その他

午後 3 時 00 分開会

○教育長（杉山英彦君） こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただいまより、令和元年 6 月の教育委員会定例会を開催いたします。

今日ご審議いただく議案は、専決処分を含め報告が 2 件、議案が 4 件の計 6 件でございます。

議題に入ります前に、報告第 13 号 教職員の休暇等の専決処分及び議案第 15 号 利根町教育委員会教育長の辞職につきましては、人事に関する議案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに基づき非公開にしたいと思っております、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） ただいまご承認いただきましたので、報告第 13 号及び議案第 15 号につきましては、非公開といたします。

○教育長（杉山英彦君） それでは、日程第 1、報告第 12 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和元年 5 月分）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。お願いします。

○学校教育課長（青木正道君） 本日は皆様、ご苦労さまでございます。

それでは早速、報告第 12 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和元年 5 月分）につきましてご説明をさせていただきます。資料を 1 枚おめくりください。

報告理由にありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 3 項及び利根町教育委員会事務委任規則第 4 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

2 件の申請がございました。承認をいたしております。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきます。右のページをごらんください。

まず、1 件目でございますが、第 13 回ウィズガス全国親子クッキングコンテスト茨城大

会が10月6日日曜日に、東京ガス株式会社つくば支社におきまして開催されるものでございます。「わが家のおいしいごはん」をテーマに、親子のコミュニケーションづくりと健全な食生活が実践できる児童を育てることを目的に開催されるものでございます。

その下、2件目でございますが、NPO法人えじそんくらの会、茨城ハナミズキが、NPO法人えじそんくらの代表高山恵子講演会を8月16日金曜日に、茨城県県南生涯学習センターにおきまして開催するものでございます。夏休み明けに深刻になる不登校の理解と支援の視点からというテーマで、「インターネットゲーム依存」の講演会を開催するものでございます。

報告第12号の説明は以上でございます。

○教育長（杉山英彦君） 説明が終わりました。

何かご意見、ご質問ございますか。

○委員（石井 豊君） 今2件、申請が上がったのですが、まず1件目の親子クッキングコンテスト茨城大会、これは10月ですか。これは毎年行っているかと思うのですが、参加者の程度というのは、どのぐらいかというのは把握できていますか。分かる範囲で結構です。

○学校教育課長補佐（河村 明君） 例年実施をしているのですが、参加者の把握はしておりません。

○委員（石井 豊君） わかりました。結構です。

○教育長（杉山英彦君） ほかに。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、報告第12号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和元年5月分）は、原案のとおり承認いたします。

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、報告第13号 教職員の休暇等の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。お願いします。

（「非公開」により省略）

○教育長（杉山英彦君） では、報告第13号 教職員の休暇等の専決処分については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、日程第2、議案第12号 利根町立学校管理規則の全部改正について、議題といたします。

担当課長に説明を求めます。お願いします。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議案第12号 利根町立学校管理規則の全部改

正についてをご説明させていただきます。

利根町立学校管理規則の全部を改正し、改めて定めたいので、利根町教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定によりまして、教育委員会の議決を得るため提案するものでございます。

資料のほうは2部ございます。ちょっと厚めの左肩に議案第12号というもの、こちらが全部改正を行いました規則になっております。また、同じA4版横で、利根町立学校管理規則新旧対照表、横の印刷物があるかと思えます。この横になっている印刷物のほうを見ていただきまして、説明をさせていただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。見方でございますが、左側が現行、右側が改正案となっております。

まず1ページ目でございますが、現行欄に今までの改正日の記載がございます。平成29年3月に夏休み短縮により学校管理規則の一部を改正してございますが、それ以前につきましては、平成19年12月以降、規則の改正が行われてございません。その間、学習指導要領の改訂に基づく様式の改正や「特殊学級」から「特別支援学級」の語句の改正などがありました。学校管理規則の改正を見落としていたため、今回の改正を行うものでございます。

様式の説明につきましては、省略をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

2ページ目、3ページ目をお開きいただきたいと思えます。1枚おめくりください。

改正前の条建てが33条ございました。改正後が43条ということで、10条増えてございますので、目次をつけております。

第1章、総則。第1条。

第2章、学年、学級及び休業日。第2条から第5条。

第3章、教育活動。第6条から第10条。

第4章、教材の取り扱い。第11条から第14条。

第5章、組織編成。第15条から第27条。

第6章、校長及び職員の服務。第28条から第33条。

第7章、施設整備の管理。第34条から第37条。

第8章、補則。第38条から第43条となっております。

1枚おめくりいただきたいと思えます。4ページ、5ページでございます。

改正前は、第3条及び第3条の2に規定されていた「授業日の変更及び設定」を、新たに第4条で規定してございます。

改正前の第5条、左側でございますが、「特殊学級」という文言が残っておりましたので、「特別支援学級」に改正し、様式なども改めてございます。

1枚ページをおめくりいただきたいと思えます。6ページ、7ページでございます。

改正前の第8条、「児童生徒の出席停止」を新たに第9条で「感染症による児童又は生徒の出席停止」と、第10条で「性行不良な行動による児童又は生徒の出席停止」に分けて規定してございます。

ページを1枚おめくりください。8ページから11ページでございますが、こちらは、条の繰り下げなどを整理してあるというところでございます。

2枚おめくりいただきまして、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

左側の改正前の第23条です。新しい右側のページでございますが、「主任、主事及び学校用務員等」でございますが、現在配置しております職、今後配置する可能性がある職に改めてございます。

第24条 「職員会議」を新たに規定してございます。

16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。2枚おめくりください。右側でございます。

第38条では、「学校保健安全計画の提出」となっていたものを、「学校保健計画及び学校安全計画の提出」ということに改正してございます。

その下の5ページの一番上、第39条でございます。「学校評価」を新たに規定してございます。

最後のページをごらんください。右側のページでございます。

附則でございますが、この規則は公布の日から施行します。

今回、学校管理規則を全部改正するに当たって、近隣市町村の規則を参考に改正させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第12号の説明は以上でございます。

○教育長（杉山英彦君） 説明が終わりました。

何かご意見、ご質問ございますか。

○委員（石井 豊君） こちらの新旧対照表の12ページで質問ですけれども、左側の改正前、第16条、主任、主事及び技師等となっております。右側の改正後、第23条、主任、主事及び学校用務員ですかね。それも改正前というところで、学校にはこういった職というのが、いつごろまであったのかどうか。今回は、主任、主事、学校用務員、調理師、この四つになっていますけれども、改正前はこういった職というのはずとあったのでしょうか、お聞きしたいのですが。

○指導室長（直井由貴君） 義務教育の小中学校には、技師とか技師補という職というのは、私の記憶では配置された学校というのは、なかったと思うのです。高校ではよく技師とか配置されているところではあったのですが、ただ、この規則に載っているということは、多分、以前はそういう規則で、全ての学校ではなく、代表的な学校に置かれていたというふうに認識しているところですが、いつからという部分ではないのですが、でも、かなり前の部分であるという認識でございます。

○委員（石井 豊君） 実際、新しく第23条のところには、実情に即した改正という形の捉え方でよろしいですかね。

○指導室長（直井由貴君） はい。

○委員（石井 豊君） わかりました。ありがとうございます。

○教育長（杉山英彦君） ほかにありますか。

○委員（佐藤忠信君） これは、災害等があったときには、学校が避難場所に使われるようになると思うのですが、それをこういう規則では特にうたわなくてもいい感じでしょうか。例えば、避難であるとかそういうときにはどかが指揮をとって。

○指導室長（直井由貴君） 多分、今のご質問に対する見解としましては、市町村公立学校は市町村が設置者ということなのですが、防災とか避難については、町が指定していますのでこの規則はあくまでも学校の管理規則ということで、そちらのほうは除外されているということです。

○委員（佐藤忠信君） 以前、図書館で、県から防災の人が来て講演をされたとき、一緒に先生方が一つのチームをつくって、どういうふうに学校を使ったらいいかということで、実際に地図を見て、ここは入らない場所とか、トイレをつけるところとかやっていたと思うのですが、そこでの話ですと、昼間に起こった場合には、先生方も残って従事しなければいけないという話を聞いたものですから、そういうときに、この規則があるのかなと思ひまして。

○指導室長（直井由貴君） ただ、その防災部分については、学校は避難所になって、学校長が学校を管理する立場であるので、今言われたような避難所になる準備とか協力という部分での連携はとられている現状にはあります。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。以前、3.11 のときに、これは布川小学校なのですが、連携がとれなくて児童が帰ってしまうパターンがありました。そういうときの指揮系統というのはどうなのでしょう。

○指導室長（直井由貴君） 現在は、3.11 もあり、その辺の学校の防災計画もしっかりなされていて、勝手には帰さない。必ず引き渡しをするということで、できるまでは学校で預かるということになっていますので、その辺は、現在は改善されているというような状態です。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（杉山英彦君） ほかに何かありますか。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、議案第12号 利根町立学校管理規則の全部改正については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、議案第13号 校外における学校行事等実施基準の廃止についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。お願いします。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議案第13号 校外における学校行事等実施基準の廃止について、ご説明申し上げます。

学校管理規則第7条に、校外における学校行事等の実施に関する規定がございまして、保

健体育的行事、遠足、修学旅行などを校外において実施しようとするときは、別に定める基準により行わなければならないとなっております。

昭和 36 年に教育委員会訓令として基準を定めてございますが、川の水泳の規定があったり、スキーの規定がなかったりしているため、これを廃止し、新たに内規として定めたいので提出するものでございます。ページを 2 ページおめくりいただきたいと思います。

校外における学校行事等実施基準内規（案）でございます。

1、対外競技でございますが、小学校におきましては、基本的に対外競技は原則行われないうものとなっております。しかし、親睦を目的とする町の区域内の学校との競技会は実施できるものとなっておりますので、毎年秋に行われます陸上記録会等が、これに該当いたします。

また、中学校におきましては、茨城県内の競技会にとどめ、隣接県にまたがる競技会は、茨城県教育委員会の承認がある場合において実施できるものとなっております。

1 枚、2 ページをめくっていただきたいと思います。下から 7 行目でございます。

2、キャンプ、林間学校、臨海学校、登山及びスキーでございますが、中学 1 年生がスキー合宿に行きますので、スキーの規定を追加してございます。

1 枚ページをめくっていただきたいと思います。左側のページ、4 ページ目の中ほどより下でございます。

3、遠足及び修学旅行につきましては、小学校は 1 泊 2 日以内、中学校は 2 泊 3 日以内としてございます。この基準につきましては、内規として定めている市町村が多く、例規集に記載する内容でないため、廃止するものでございます。

簡単ではございますが、議案第 13 号の説明は、以上でございます。

○教育長（杉山英彦君） 説明が終わりました。

何かご意見、ご質問ございますか。

これをつくったのは昭和 36 年なので、大分古い規定で、その当時の、こういう規定がないと、なかなか学校としても取り組みが難しいということで作られたものかなと思います。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） いろいろなくなるということは少し寂しいのですけれども、指導者の立場ですと、安全が確保できていいのではないかなと思うのです。私は伸び伸びと、やっぱり幅広くやってほしいなというのがあります。

ただ、小さなときでなければ体験して身につかないもの、ちょっと大きくなってからでは手おくれという、仲間づくりの面でもありますし、そこら辺が少し気になりますが、指導者の立場ですと、これはありがたいのではないのでしょうか。きちっとこれに基づいてということであれば、子どもたちが要求しても、できませんので。

○委員（佐藤忠信君） これは、実施基準を廃止して、内規に入るということですが、名目はこのまま、どこかの内規に入るということなのですか。内規というと、どの位置づけになるのか。

○学校教育課長（青木正道君） 内規は、内部で定められた規約であって、基準をある程度設けるという意味です。

○委員（石井 豊君） 要は、内々で規則があって、この中で、ちょっと細かいところまで定められないものを内規として運用するというか、運用の目的という感じでいいのですよね、簡単に言うと。

○学校教育課長（青木正道君） 結構そういう市町村が多くて、やはり、先ほどお話にも出ましたけれども、昭和 36 年につくられているので、川での水泳とかそういう規定とかが入ってたりしますので、その基準、例規集からは除くけれども、一応町の小中学校の基準はこれですよという形で定めるというようなものです。

○委員（石井 豊君） 利根町は、千葉県と隣接しているので、ここには、隣接県にまたがる競技会は、茨城県教育委員会の承認がある場合に限り実施することができるといった場合、そもそも競技会というのは、公の機関の大会、練習試合は競技会ではないのかどうか、それが一つの質問と。

それと、もしそうなった場合、あるいは大会でもいいのですが、他県からある程度強くなったチームとか部活動は、招待される可能性とかがあると思うのです。その場合に、県の教育委員会の承認をその都度とるしかないのかどうか。この内規の中では、「ある場合に限り、実施することができる」とうたってあるので、その辺のところどのようにになりますか。

○学校教育課長（青木正道君） 競技会と理解しているのは、あくまでも千葉県の中学校、茨城県の中学校の大会です。ですから、野球部、布佐の中学校と利根中学校が練習試合をやるとかというのは、競技会には含めない。それは先生方同士の話し合いで、子どもの送迎は保護者が行うということなので、競技会には当たらない。

また、招待ということですが、それも練習試合なのか、それとも大会であれば競技会になりますから、千葉県の何かの野球大会に、利根中学校が強いから、ぜひ招待して出てくださいというのは、これは県のほうの承認を得るという形になるそうです。

○委員（石井 豊君） 承認を得られないと出られないということになりますよね。

○学校教育課長（青木正道君） そうです。

○教育長（杉山英彦君） ほかに何かございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、議案第 13 号 校外における学校行事等実施基準の廃止については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、議案第 14 号 利根町教育委員会事務点検評価員の委嘱についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。お願いします。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議案第 14 号 利根町教育委員会事務点検評価

員の委嘱についてご説明申し上げます。

利根町教育委員会事務点検評価実施要綱第 4 条の規定に基づき下記の者を委嘱したいので、利根町教育委員会事務局委任規則第 2 条の規定により議決を求めるものでございます。

また、提案理由でございますが、裏面をごらんいただきたいと思えます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、同条第 2 項において、教育に関し学識を有する者の意見を活用することとなっていることから、利根町教育委員会事務点検評価実施要綱第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、委嘱期間満了に伴います委員の委嘱をするものでございます。

また、表のページを見ていただきたいと思えます。

市村捷二さん、巻島 久さんを再度委嘱させていただき、今年度も事務点検評価を実施し、事務点検評価報告書を作成するため、お二人の委嘱につきまして議決を求めるものでございます。

議案第 14 号の説明は、以上でございます。

○教育長（杉山英彦君） 説明が終わりました。

何かご意見ございますか。

○委員（長岡純子君） 私はこれを初めて知ったのですが、仕事の内容としてどういうことをするのでしょうか。そして、年に何回くらい点検というのがあるのでしょうか。

○学校教育課長補佐（河村 明君） こちらの点検は、前年度の事業内容について点検、評価をしていただく訳ですが、年 3 回程度の会合を開きまして、その報告書を作成に当たるような形になります。

作業手順としましては、教育委員会の担当課職員がそれぞれの事業について点検評価報告書を作成しまして、その内容について点検評価員の方から意見を求めることとなります。最終的にその意見を記載したものを報告書としてまとめ提出される訳ですが、その報告書は教育委員会に諮ることとなります。その後、議会へ提出いたします。

○委員（佐藤忠信君） どのタイミングで来ますか。

○学校教育課長補佐（河村 明君） 7 月の定例会で報告書案を配っています。その後 8 月の定例会で上程いたします。

○教育長（杉山英彦君） 基本的には、1 年間の教育委員会の事業について一まとめにして、これで次年度へ向けての反省と課題というような形で外部評価というような形で、このお二人の方に見てもらおうというような内容です。

市村さんに当たっては、3 期目、2 年交代ですので。巻島さんは、2 期と 1 年、続けてやっていたらという形です。

ほかにご質問ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、議案第 14 号 利根町教育委員会事務点検評価員の委

嘱については、原案のとおり同意することにいたします。

○教育長（杉山英彦君）　続きまして、議案第 15 号　利根町教育委員会教育長の辞職についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

（「非公開」により省略）

○教育長職務代理人（武谷昭子君）　議案第 15 号　利根町教育委員会教育長の辞職について、同意することを認めます。

以上でよろしいですか。

○教育長（杉山英彦君）　それでは、戻ります。

○教育長（杉山英彦君）　続きまして、日程第 3、その他の案件でございます。

○学校教育課長（青木正道君）　学校教育課のから、まず、教育長の辞職について同意を得られました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定では、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を担うとされております。既に職務代理人には武谷委員が指名されておりますので、職務のほうをお願いしたいと思います。

また、武谷委員におかれましては、非常勤でございますので、利根町教育委員会事務処理規程第 5 条第 1 項の「教育長が不在のときは、学校教育課長が代決する」と規定されてございますので、これを運用させていただきまして事務処理のほうを進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育長職務代理人（武谷昭子君）　よろしくをお願いします。

○生涯学習課長（久保田政美君）　私のほうから、町民運動会関係について、お話をさせていただきたいと思います。

今回 6 月 15 日に運動会を開催する予定でしたが、悪天候のために今回中止にさせていただきます。教育委員の皆様につきましては、何かとご心配をおかけしまして申しわけございませんでした。

また、今後の運動会の開催につきましては、現在、検討をさせていただいている最中でございますので、正式に日程等が決まったときに、またご報告をいたしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員（石井　豊君）　次の日、晴れて、いろいろ苦情とか入らなかったですか。

○生涯学習課長（久保田政美君）　今回は早目の対応ということだったものですから、15 日の問い合わせ等につきましてはありませんでした。

14日の午前中に防災無線と、また関係者には、全部戸別電話させていただきまして、中止ということで判断させていただきましたので、苦情は一切来ていないという状況でございます。

○委員（石井 豊君） よかったです。

○委員（佐藤忠信君） あと、気になったのは、秋ごろ開催とって防災無線で流れていたと思うのですが、10月にウォーキング大会があるので、今回は6月開催ということですらしたと思うのですが、やりくりできそうなのですか。

○生涯学習課長（久保田政美君） 先ほど検討というお話をさせていただいたのですが、ウォーキング大会や学校グラウンドの使用。また、学校の生徒の予定もありますので、調整をしないといけないものですから、検討という形で今のところは考えております。

○委員（佐藤忠信君） わかりました。

○教育長（杉山英彦君） ほかに。何かありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、令和元年6月の教育委員会定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後4時09分閉会